

「北海道住宅供給公社」の特定調停などの概要

1 組織概要（令和5年4月1日現在）

- 沿革
 - ・昭和25年11月 北海道住宅建設公社として設立
 - ・昭和40年11月 北海道住宅供給公社に改組【地方住宅供給公社法施行】
- 組織
 - ・理事4人（うち非常勤2人）
 - ・監事2人（うち非常勤2人）
 - ・職員5人
- 基本財産 30,000千円（北海道24,000千円（80%）、札幌市6,000千円（20%））

2 包括外部監査から特定調停申立、17条決定の経過

- ・平成13年 1月 包括外部監査結果報告（多額の債務超過状態であり自力での経営困難・存在意義も含めた今後のあり方の検討が必要など）
- ・平成15年 3月期決算 新公社会計基準ベースで660億円の債務超過
- ・平成15年 6月10日 特定調停を申立（札幌地方裁判所に住宅金融公庫を含む16金融機関を相手方として）
- ・平成15年12月 3日 民事調停法第17条に基づく調停に代わる決定
- ・平成16年 2月27日 17条決定が確定（特定調停成立）

3 特定調停申立、17条決定の概略

（単位：億円）

	特定調停時 債務額	17条決定内容				確定後	
		弁済	放棄	条件変更	新規貸付	金額	貸付条件
特定調停 民間	734	△282	△452 (224)	0	0	0	
住宅公庫	231	0	0	[231]	0	231	・30年・0.15%
道	281	0	0 (228)	0	+114	395	(既存)・単年・0.02% (新規)・10年・0.15%
市町村	58	0	0	0	0	58	札幌市・10年・0.02% 函館市・2年・0.02% 南幌町・2年・0.15%
国(NTT)	15	0	0	0	0	15	・H30まで・無利子 (H30で完済)
計	1,319	△282	△452	[231]	+114	699	

※1 民間の放棄欄（ ）書は実質放棄額。道の放棄欄（ ）書は損失補償額で求償権は放棄。

2 住宅金融公庫の返済額は、季実の里団地の分譲収入の90%相当額が約定償還額を上回る場合は、約定額を超えて繰上弁済

4 道の役割

- ・借入金の返済が計画どおり着実に実行されるよう、北海道住宅供給公社運営監理委員会において、適切な指導監督に努めることである。
- ・公社開催の経営会議に道職員（住宅局長、公社担当課長ほか）も出席し、経営上の課題などについて議論している。

【公社運営監理委員会】

委員長：副知事、委員：総務部長、総合政策部長、建築企画監ほか